

(仮称)市立春木・大芝認定こども園施設整備事業に伴う  
公募型プロポーザル方式設計者選定公募要領

1. 目的

本要領は、建築設計に係る公募型プロポーザル（技術提案）方式による設計者等選定実施要綱に基づき、「(仮称)市立春木・大芝認定こども園新築工事に伴う設計委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 (仮称)市立春木・大芝認定こども園新築工事に伴う設計委託
- (2) 業務内容 別紙「(仮称)市立春木・大芝認定こども園新築工事に伴う設計委託特記仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約日より令和7年3月31日まで（設計業務委託期間）

3. 予算額

委託料の上限は¥30,800,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

令和5年 7月18日（火）	公募開始
令和5年 8月3日（木）	参加表明書の提出
令和5年 8月9日（水）	参加資格審査結果の通知
令和5年 8月17日（木）	質疑書の締切
令和5年 8月23日（水）	質疑回答
令和5年 8月25日（金）	実施体制表の提出
令和5年 8月31日（木）	一次審査
令和5年 9月6日（水）	一次審査結果の通知
令和5年 9月20日（水）	技術提案書の提出締切
令和5年 9月26日（火）	プレゼンテーション・ヒアリング
令和5年 9月26日（火）	外部有識者意見聴取
令和5年 9月26日（火）	二次審査
令和5年 10月3日（火）	二次審査結果の通知
令和5年 10月3日（火）	結果の公表

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。

- (1) 市の指名競争入札参加資格を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に

よる会社の整理の開始を命じられていない者であること。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされてない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (7) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）上の一級建築士事務所であること。
- (11) 単独企業であること、共同企業体は認めない。
- (12) 統括管理技術者は、参加表明提出時において、提出者と直接的な雇用関係にあること。
- (13) 本プロポーザルに参加する統括監理技術者及び各主任技術者は令和 5 年度に本市が実施する他の公募型プロポーザルの参加者でないこと。
- (14) 本プロポーザルに参加する統括監理技術者及び各主任技術者は本市契約中の設計委託の参加者でないこと。

## 6. 参加手続

### (1) 事務局及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1  
岸和田市建設部公共建築マネジメント課  
電話：072-423-9518  
FAX：072-423-4894  
メールアドレス：[kenchiku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:kenchiku@city.kishiwada.osaka.jp)

### (2) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本要領、設計委託特記仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出してください。

#### ① 参加表明書 1部

プロポーザルの参加について、別紙「各種提出様式（参加表明書）」により、事務局まで提出してください。郵送・FAX・e-mail（以下「郵送等」という。）での提出も可とします。

また、参加表明後、辞退する場合は、必ず代表者名で辞退届（様式自由。用紙は A4判とする）を事務局まで提出してください。

## ② 実施体制表 1部

別紙「各種提出様式（実施体制表作成要領）」に基づき、実施体制表を作成のうえ、事務局まで提出してください。なお、郵送等による提出は認めません。

また、意匠担当主任技術者の実績のみ正1部+副7部を提出してください。

なお、意匠担当主任技術者の実績正1部は、提案者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄に担当者連絡先を記載してください。

一方、副7部は審査に使用するため、提案者の住所、商号または名称、代表者職氏名、担当者連絡先は記載しないでください。

## ③ 技術提案書 正1部+副7部

別紙「各種提出様式（技術提案書作成要領）」に基づき、技術提案書を作成のうえ、事務局まで提出してください。なお、郵送等による提出は認めません。

### (3) 書類提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限：参加表明書・・・令和5年8月3日（木）午後5時まで

実施体制表・・・令和5年8月25日（金）午後5時まで

技術提案書・・・令和5年9月20日（水）午後5時まで

※上記のいずれにおいても提出期限後に到着した応募書類は無効といたします。

② 提出場所：すべて（1）に同じ

③ 提出方法：参加表明書・・・持参（平日の午前9時から午後5時まで）・郵送等

実施体制表・・・持参（平日の午前9時から午後5時まで）

技術提案書・・・持参（平日の午前9時から午後5時まで）

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。なお、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

## 7. 質疑・応答

(1) 受付期間：公募開始日から令和5年8月17日（木）午後5時まで

(2) 提出方法：本プロポーザルの内容について質疑のある場合は別紙「質問書」をFAXまたはe-mailで事務局まで提出してください。これ以外の方法による質疑は受け付けません。なお、送信後は必ず電話等で送信した旨伝え、事務局が受領したことを確認してください。

(3) 回答日時：令和5年8月23日（水）午後5時までに回答

(4) 回答方法：質問への回答は案件情報をホームページに掲載し、個別には回答いたしません。

## 8. 実施体制表・技術提案書作成方法

別紙「各種提出様式（実施体制表作成要領・技術提案書作成要領）」のとおり。

## 9. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 一次審査

①提出された実施体制表について、評価基準に基づいて選定委員が評価する。

実施体制評価(100点=主任技術者の資格・経験32点+主任技術者の実績68点)の高い順から上位3者（参加者が3者の場合は、全ての参加者）を選定し、二次審査に係る技術提案書の提案者とします。

なお、参加者が1者のみの場合でも審査を行うものとします。

②技術提案書の提出を辞退する場合は、期限までに書面(様式自由)により事務局まで申し出なければならない。辞退の申し出があった場合、評価順位の次順者を3者になるまで繰り上げ、技術提案書の提出を求めるものとする。

なお、辞退により参加者が2者以下となる場合でも二次審査を行うものとします。

### (3) 二次審査（プレゼンテーション等）の実施

①技術提案書の作成に当たっては、本公募要領、別紙「技術提案書作成要領」、その他交付書類に示す条件に基づき作成すること。

②技術提案書（正1部+副7部【ただし正が着色されている場合は、カラーコピーすること。】）は提出期限までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めない。

③技術提案書について、プレゼンテーションを実施し、ヒアリングを行なう。ヒアリングの内容は、技術提案書について、内容の独創性、具体性（効果）、的確性、実現性、本業務への理解度、取組姿勢等を総合的に評価する目的で実施する。

ヒアリングの出席者は、統括管理技術者1名、主任技術者【意匠】1名及び、主任技術者【電気または機械】1名の計3名までとする。

④技術提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容について、外部有識者の意見を聴取したうえで、評価基準に基づいて選定委員が評価する。

業務の実施方針・施設の提案内容及び価格評価（100点＝実施方針・提案内容80点＋価格評価20点）の評価点が最も高い提案者を最優秀者に選定する。

⑤最優秀者が複数の場合は、価格見積書の金額の安価な者を受注候補者として選定する。

なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

⑥上記④、⑤に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

### (4) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする場合がある。

①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

②本実施要領に示した実施体制表・技術提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③参考見積書の金額が3. 予算額を超える場合

④評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤評価に係る選定委員または外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥実施体制表・技術提案書の作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

⑦実施体制表・技術提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

⑧実施体制表・技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

⑨許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

⑩その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑪参加表明から、特定までの間に指名停止の要件になったもの。

## 10. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を本市ホームページにおいて公表するとともに、岸和田市建設部公共建築マネジメント課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

(1) 受注候補者の名称、総合評価点及び選定理由

- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合評価点（申し込み順）  
※名称は五十音順、総合評価点は点数順  
ただし、対象者が1者の場合は総合評価点の公表はしない。
- (3) 選定委員の所属及び役職名
- (4) 外部有識者の所属、役職名及び氏名、意見

#### 11. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。  
ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。  
※履行保証保険等証明書、契約保証金免除申請書を提出
- (3) 契約代金の支払いについては、完了払い（設計委託業務完了時一括支払い）とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

#### 12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 技術提案書の提出は1者につき1案とします。
- (6) 要求した内容以外の書類・図面等について受理しません。

#### 13. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

#### 14. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。  
なお、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3) 参加表明書の提出後又は実施体制表・技術提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式自由）により、事務局まで提出してください。
- (4) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受注候補者に選定された者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

- (5) 参加事業者は本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (6) 受注候補者特定後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は受注資格を失うものとします。
- (7) 実施体制表に記載された総括責任者及び主任技術者は、特別の理由があると認める場合を除き変更することはできません。
- (8) 特定した技術提案書の内容のすべてが必ずしも当該業務に反映されるとは限りません。
- (9) 実施体制表・技術提案書に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
- (10) 本件業務の受注者（協力事務所を含む）が製造業及び建設業と関連を有する場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失います。

#### 附則

この要領は、令和5年7月12日から施行し、当該業務の契約の締結をもってその効力を失う。